

○ 美幌・津別広域事務組合議会委員会条例

平成3年3月7日
議会条例第1号

改正 平成6年10月4日議会条例第1号 平成11年3月8日議会条例第1号
平成11年5月21日議会条例第2号 平成22年4月21日議会条例第1号

目次

- 第1章 通則（第1条～第12条）
- 第2章 会議及び規律（第13条～第20条）
- 第3章 公聴会（第21条～第26条）
- 第4章 記録（第27条）
- 第5章 雑則（第28条）
- 附 則

（美
津
二
十
三）

第1章 通則

（常任委員会の定数）

第1条 議会に常任委員会を置く。

（常任委員会の名称、委員定数及びその所管）

第2条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

- (1) 総務常任委員会 8人
- (2) 美幌・津別広域事務組合の所管に関する事項
（常任委員の任期）

第3条 常任委員会の任期は、2年とする。ただし、後任者が選任されるまで在任する。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（常任委員の任期の起算）

第4条 常任委員の任期は、選任の日から起算する。ただし、任期満了による後任者の選任が任期満了前に行われたときは、その選任による委員の任期は、前任の委員の任期満了の日の翌日から起算する。

（特別委員会の設置）

第5条 特別委員会は、必要がある場合において議会の議決で置く。

2 特別委員会の委員の定数は、議会の議決で定める。

（資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の設置）

第6条 議員の資格決定の要求又は懲罰の動議があったときは、前条

第1項の規定にかかわらず、資格審査特別委員会又は懲罰特別委員会
が設置されたものとする。

2 資格審査特別委員会及び懲罰特別委員会の委員の定数は、前条第2
項の規定にかかわらず、4人とする。

(委員の選任)

第7条 常任委員及び特別委員(以下「委員」という。)は、議長が会
議に諮って指名する。ただし、閉会中においては、議長が指名するこ
とができる。

2 常任委員の任期満了による後任者の選任は、その任期満了前30日
内に行うことができる。

(委員長及び副委員長)

第8条 常任委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)に、委
員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長及び副委員長の任期は、委員の任期による。

(委員長及び副委員長がともにいないときの互選)

第9条 委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集
日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。

2 前項の互選に関する職務は、年長の委員が行う。

(委員長の議事整理及び秩序保持権)

第10条 委員長は、委員会の議事を整理し、秩序を保持する。

(委員長の職務代行)

第11条 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長が
委員長の職務を行う。

2 委員長及び副委員長とともに事故があるときは、年長の委員が委員
長の職務を行う。

(委員長、副委員長及び特別委員の辞任)

第12条 委員長及び副委員長が辞任しようとするときは、委員会の許可を
得なければならない。

2 特別委員が辞任しようとするときは、議会の許可を得なければなら
ない。

第2章 会議及び規律

(招集)

第13条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員の定数の半数以上の者から審査又は調査すべき事件を示して招集の請求があったときは、委員長は、委員会を招集しなければならない。

(定足数)

第14条 委員会は、委員の定数の半数以上の委員が出席していなければ会議を開くことができない。ただし、第16条(委員長及び委員の除斥)の規定による除斥のため半数に達しないときは、この限りでない。

(表決)

第15条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項の場合においては、委員長は、委員として決議に加わることができない。

(委員長及び委員の除斥)

第16条 委員長及び委員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は事故若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係にある事件については、その議事に参与することができない。ただし、委員会の同意があったときは、会議に出席して、発言することができる。

(傍聴の取扱い)

第17条 委員会は、議員のほか、委員長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

(秘密会)

第18条 委員会は、その議決で秘密会とすることができる。

2 委員会を秘密会とする委員長又は委員の発議については、討論を用いないで委員会に諮って決める。

(出席説明の要求)

第19条 委員会は、審査又は調査のため、管理者及びその他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は嘱託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。

(秩序保持に関する措置)

第20条 委員会において地方自治法(昭和22年法律第67号)、会議

規則又はこの条例に違反し、その他委員会の秩序を乱す委員があるときは、委員長は、これを制止し又は発言を取り消させることができる。

- 2 委員が前項の規定による命令に従わないときは、委員長は、当日の委員会が終わるまで発言を禁止し又は退場させることができる。
- 3 委員長は、委員会が騒然として整理することが困難であると認めるときは、委員会を閉じ又は中止することができる。

第3章 公聴会

(公聴会開催の手續)

第21条 委員会が、公聴会を開こうとするときは、議長の承認を得なければならない。

- 2 議長は、前項の承認をしたときは、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

(意見を述べようとする者の申出)

第22条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、その委員会に申し出なければならない。

(公述人の決定)

第23条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等(以下「公述人」という。)は、前条の規定によりあらかじめ申し出た者及びその他の者の中から、委員会において定め、議長を経て、本人にその旨を通知する。

- 2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

(公述人の発言)

第24条 公述人が発言しようとするときは、委員長の許可を得なければならない。

- 2 前項の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 3 公述人の発言がその範囲を超え又は公述人に不穏当な言動があるときは、委員長は、発言を制止し又は退席させることができる。

(委員と公述人の質疑)

第25条 委員は、公述人に対して質疑することができる。

- 2 公述人は、委員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第26条 公述人は、委員に意見を述べさせ又は文書で意見を提示することができない。ただし、委員会が特に許可した場合は、この限りでない。

第4章 記録

(記録)

第27条 委員長は、職員をして会議の概要、出席委員の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させ、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 前項の記録は、議長が保管する。

第5章 補則

(会議規則との関係)

第28条 この条例に定めるもののほか、委員会に関しては、会議規則の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成3年4月1日から施行する。

(関連条例の廃止)

2 美幌・津別消防事務組合議会委員会条例(昭和47年条例1号)は、廃止する。

附 則(平成6年議会条例第1号)

この条例は、平成6年10月4日から施行する。

附 則(平成11年議会条例第1号)

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年議会条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成11年5月1日から適用する。

(経過措置)

2 改正後の美幌・津別広域事務組合議会委員会条例第2条第1項の委員定数の規定は、津別町議会において次の組合議員を選挙するまでは、なお従前の例による。

附 則（平成 22 年議会条例第 1 号）

この条例は、公布の日から施行する。